

児童扶養手当・特別児童扶養手当

■児童扶養手当現況届

現在、児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。手続きが必要な人には8月上旬に案内文書を送付します。内容確認などが必要ですので、必ず受給者本人がこども家庭課または各支所住民福祉課で手続きしてください。(代理人・郵送不可)

【提出期限】 8月31日(木)

■特別児童扶養手当所得状況届

現在、特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要です。手続きが必要な人には8月中旬に案内文書を送付します。

【提出期限】 9月9日(金)

※いずれの手当もこの届け出で受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなることがあります。

◆提出先・問い合わせ

こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646
各支所住民福祉課

■市立桃青の丘幼稚園入園説明会を開きます

市立桃青の丘幼稚園の教育活動および入園手続きなどの説明会を開催します。入園をお考えの人はお越しください。

【とき】

9月10日(土)
受付…午前9時30分～
説明会…午前10時～

【ところ】

市立桃青の丘幼稚園

【内容】

- 市立桃青の丘幼稚園について
- 入園手続きについて
- 質問タイム

※当日は託児を行います。託児を希望する人は、8月18日(木)から26日(金)(土・日曜日を除く。)までにお申し込みください。

※当日は託児を行います。託児を希望する人は、8月18日(木)から26日(金)(土・日曜日を除く。)までにお申し込みください。



◆申込先・問い合わせ

市立桃青の丘幼稚園
☎ 2626・5770
FAX 2626・5771

特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当

20歳以上で、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする在宅の人に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

※次に該当する場合は支給されません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③受給者およびその配偶者または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時、介護を必要とする児童に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

※次に該当する場合は支給されません。

- ①障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③受給者およびその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

■認定の請求

これらの手当は、本人(障がい児の場合は保護者)からの請求により認定されます。障がいの状態について指定の診断書などを提出していただき、審査を行いますので、該当すると思われる人はお問い合わせください。

■現況届

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届(所得状況届を含む)を提出していただきます。必要書類を送付しますので、必ず提出してください。期日までに提出しないと、受給資格があっても引き続き手当を受給できなくなる場合があります。

【提出期間】

8月11日(木)～9月9日(金)

※土・日曜日を除く。

◆申請先・問い合わせ

障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662
各支所住民福祉課

毎週木曜日は証明窓口業務を延長しています

【とき】 毎週木曜日

午後7時30分まで

※祝日・年末年始を除く。

本庁舎住民課

【取扱業務】

住民票の写しの交付

住民票記載事項証明書等の交付

戸籍謄本（全部事項証明書）の交付

戸籍抄本（個人事項証明書）の交付

除籍・改製原戸籍謄抄本の交付

身分証明書の交付

印鑑登録

印鑑登録証明書の交付

外国人登録原票の写しの交付

外国人登録原票記載事項証明書の交付

住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳カードの多目的申請

所得証明書 など

※証明書交付時には「本人確認書類」（運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど）官公署発行の写真が貼付さ

る。

れた書類）を提示してください。

※本人が来庁されても本人確認書類をお

持ちでないときや、代理人申請のとき

は、印鑑登録や住民基本台帳カードの

即日交付、住民基本台帳カードの多目

的申請はできません。

※戸籍の届け出は証明窓口では取り扱

できませんので、本庁舎および各支所

の守衛室（宿直室）へお越しください。

◆問い合わせ

住民課 ☎ 2222・9645

FAX 2222・9643

※課税課・収税課でも、所得証明の交付
など窓口業務を延長しています。詳し
くはお問い合わせください。

【問い合わせ】

課税課 ☎ 2222・9613

収税課 ☎ 2222・9612

FAX 2222・9618

FAX 2222・9618

職場やお住まいの近くの地区市民センターで

住民票や印鑑登録証明書が取れます

～地区市民センターをご利用ください～

市内33地区市民センターでは、戸籍謄
抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書・税
務証明書などの証明書を交付できます。

※西柘植・島ヶ原・河合・山田・阿保の

各地区市民センターを除きます。

必要とする証明書によって、請求でき

る人や、持参いただくものが異なります

ので、詳しくは各地区市民センターまた

は住民課へお問い合わせください。

※証明書請求時には「本人確認書類」（運
転免許証・住民基本台帳カード・パス
ポートなど）官公署発行の写真が貼付さ
れた書類）を提示してください。

※個人情報管理には、万全を期して
います。

◆問い合わせ

住民課 ☎ 2222・9645

FAX 2222・9643

青山保健センター運動施設

日ごろの運動不足やストレスの解消・脂肪燃焼・
転倒予防のための筋力アップをめざしませんか。

利用案内

【対象者】 中学生以上

【開館日時】

火～金曜日：午前10時～午後9時

土・日曜日・祝日：午前10時～午後7時

【休館日】 月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌日

※運動施設利用料が毎回必要です。詳しくは
お問い合わせください。

※初回利用時は講習会があります。

（受講のみでも使用料が必要です。）

◆参加者募集◆ ※電話でお申し込みください。

○脂肪燃焼アクア

プールでアクアピクスを楽しみながらダイエッ
トをしましょう。（金曜日：午前11時15分～）

○ラテンダンス

ダンスを合わせたフィットネスエクササイズで
脂肪燃焼にも効果的です。（日曜日：午後0時
15分～）

【申込先・問い合わせ】

青山保健センター運動施設

☎ 52-4100（受付：午前10時～午後7時）

教室プログラム（8月～11月）のお知らせ

	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
10時	利用講習会 ストレッチ	利用講習会 ストレッチ	利用講習会 ストレッチ	利用講習会 ストレッチ	利用講習会 ストレッチ	利用講習会 ストレッチ
11時	P: アクア ピクス	ラテンエアロ	太極拳	P: 脂肪燃焼ア クア(期間限定)	リズムにのっ て有酸素ダンス	P: 肩こり・腰痛 予防教室
12時			P: 水中 ウォーキング			ラテンダンス
13時	脂肪燃焼 (期間限定)			P: はつらつ 水中運動	P: アクア サーキット	
14時		P: ストレッチ& ウォーキング	P: かんたん 水中歩行	みんなでジム		
15時						みんなでジム 利用講習会
16時						
17時						
18時	利用講習会	利用講習会	利用講習会	利用講習会		
19時		サーキット & ジム		リズムにのっ て有酸素ダンス		
20時						

※ P は歩行用室内温水プールでの教室です。